

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	老人福祉法			法令番号	昭和 38 年法律第 133 号			
手続名	社会福祉法人立の養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止、休止若しくは入所定員の減少の時期又は入所定員の増加の認可			根拠条項	第 16 条第 3 項			
審査基準	(1) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 16 条第 4 項							
	受付機関	長寿社会課	処理機関	長寿社会課	交付機関	長寿社会課	標準処理期間 14 日	目次 No.
						標準経由期間	日	